

葛城市ホテル等の開業促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葛城市ホテル等の開業促進に関する条例（令和8年葛城市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定事業者の指定申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により指定事業者の指定を受けようとするホテル等事業者は、指定事業者指定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、ホテル等の建設請負工事の契約日から起算して90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) ホテル等の事業計画の概要書
- (2) ホテル等の位置図
- (3) ホテル等に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (4) ホテル等の客室数がわかる見取図、施設配置図及び施設平面図
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第2号に規定する建築計画概要書及び概要図
- (6) ホテル等の建設に係る工事請負契約書の写し
- (7) 市内在住常用雇用者の予定人数を明記した雇用計画書
- (8) 法人の履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し）
- (9) 定款又はこれに準ずるもの
- (10) 過去3年度分の葛城市税の滞納がない証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(指定通知及び事業開始の届出)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、指定事業者として指定する場合は指定事業者指定通知書（様式第2号）により、指定しない場合は指定事業者不指定通知書（様式第3号）により、当該申請をしたホテル等事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けた指定事業者は、対象ホテル等において事業を開始したときは、開業日から30日以内に、事業開始届出書（様式第4号）に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業の許可を受けたことが確認できる書類の写しを添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(奨励金の交付申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、

奨励金交付申請書（様式第 5 号）に、別表の左欄に掲げる奨励金の種類に応じそれぞれ中欄及び右欄に定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付書類を省略することができる。

（奨励金の交付決定等）

第 6 条 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定による審査を行い、奨励金の交付を決定したときは奨励金交付決定通知書（様式第 6 号）により、奨励金の不交付を決定したときは奨励金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第 7 条 指定事業者は、前条の規定による奨励金の交付の決定の通知を受けたときは、その日から 30 日以内に、市長に対して、奨励金交付請求書（様式第 8 号）により奨励金を請求するものとする。

（変更の届出等）

第 8 条 指定事業者は、条例第 6 条の規定による届出を当該事由が発生した日から 14 日以内に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める届に変更内容等を示す書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第 6 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合 指定事業者承認事項変更届（様式第 9 号）

(2) 条例第 6 条第 3 号に該当する場合 事業休止・廃止届（様式第 10 号）

（指定の取消し等）

第 9 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定により指定又は奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定・奨励金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該指定事業者に通知するものとする。

2 市長は、条例第 7 条第 2 項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（様式第 12 号）により行うものとする。

（承継の申請等）

第 10 条 条例第 8 条に規定する指定事業者の地位を承継しようとする者は、指定事業者承継申請書（様式第 13 号）に承継の事実を証する書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、速やかに審査し、必要に応じて調査等を行い、承継を承認する場合は指定事業者承継承認通知書（様式第 14 号）により、不承認とする場合は指定事業者承継不承認通知書（様式第 15 号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

奨励金の種類	共通の添付書類	個別の添付書類
1 ホテル等開業奨励金	(1) 前年度の葛城市税の 納税証明書	対象ホテル等に係る奨励金 の額がわかる書類
2 雇用奨励金	(2) その他市長が必要と 認める書類	(1) 市内在住常用雇用者 の住民票の写し（当該市 内在住常用雇用者を新た に雇用した日から起算し て 1 年を経過した日以後 に交付されたものに限 る。） (2) 雇用保険者証の写し (3) 市内在住常用雇用者 について 1 年以上継続し て雇用していることを証 する書類